

# 保険料の軽減判定所得の見直し

資料5-3

低所得者に対する保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、国により経済動向等を踏まえた見直しが行われ、関係政令が改正されたことに基づき、条例を改正。

## 《改正の内容》

(世帯の所得で判定)

① 5割軽減の見直し … 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現 行) 基礎控除額 43万円 + 30万5千円 × 被保険者数  
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えないとき



(改正後) 基礎控除額 43万円 + **31万** × 被保険者数  
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えないとき

② 2割軽減の見直し … 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現 行) 基礎控除額 43万円 + 56万円 × 被保険者数  
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えないとき



(改正後) 基礎控除額 43万円 + **57万** × 被保険者数  
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えないとき

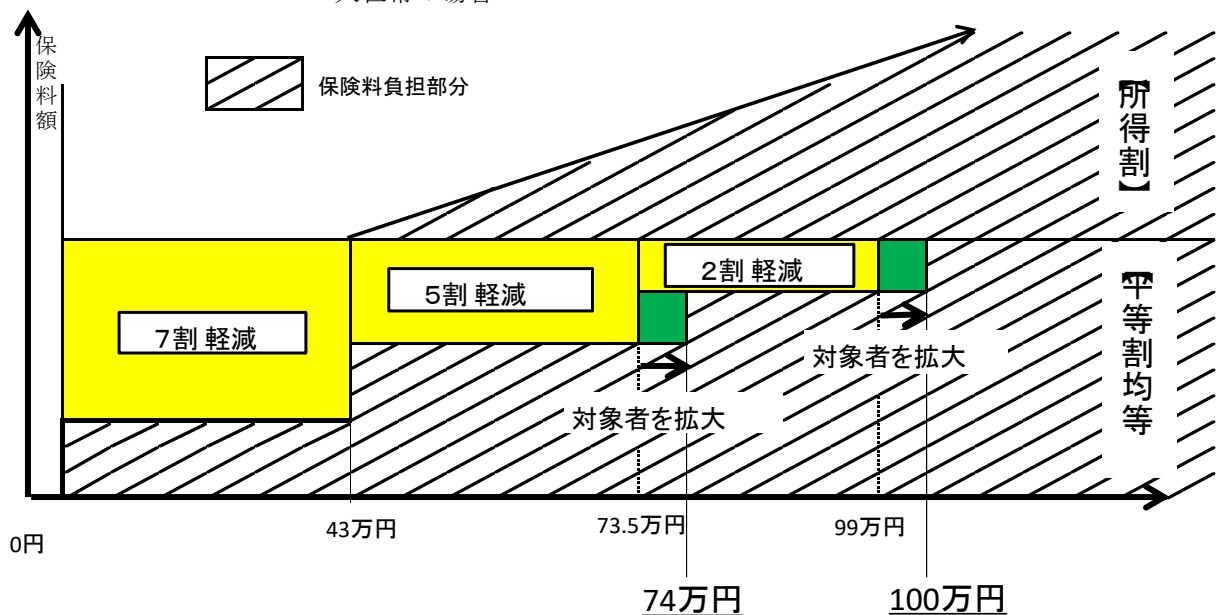
※波線部は、同一世帯内の被保険者と世帯主に給与所得者等（次の(1)～(3)のいずれかに該当する方）が2人以上いる場合に計算します。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※当分の間、年金収入につき公的年金等控除額（65歳以上である方に係るものに限る。）の控除を受けた方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除した所得金額を用いて軽減判定します。

## 【改正イメージ】

一人世帯の場合



## 【施行期日】

令和8年4月1日